

立竹木調査算定要領運用申し合せ

平成30年4月10日 施管第51号
各（総合）振興局長あて 農政部長
最終改正 令和3年(2021年)5月17日 施管第225号

立竹木の補償に係る調査及び算定にあたっては、立竹木調査算定要領（平成30年4月10日付け施管第50号）によるほか、次により処理するものとする。

第1 施行上の手続

国公有地に立ち入って立竹木の調査を行おうとするときは、当該財産を管理する官公署の定める手続によるものとする。

第2 計測の方法

- 1 樹高の計測で、実測が困難な場合は、目測によることができるものとする。この場合においては、調査着手前に測竿等により他の立竹木をあらかじめ計測の上、これを目測の基準とするものとする。
- 2 北海道における胸高直径の計測位置は、地際から1.3m上方の幹とし、計測は輪尺により行うものとする。ただし、人工林で地際から1.3mの計測が不可能なもの及び計測の結果、胸高直径が0.5cm未満となるものについては、胸高直径の計測数値を1cmとみなすものとする。
- 3 収穫樹の調査は、立竹木調査算定要領第3条第4項に定めるもののほか、幹周を調査するものとし、幹周が10cm未満のものについては樹高も調査するものとする。

第3 立竹木の標示

調査した立竹木の標示は、番号を付したテープにより行うものとする。

第4 図面の作成

立竹木配置図は庭木等以外も作成するものとし、用地平面図をもって配置図に替えることができるものとする。この場合、当該用地平面図に調査箇所を表示し、ブロック別に番号を付して調査表と整合させるものとする。

第5 写真の撮影

写真の撮影は、植生状況に応じて次の各号により行うものとする。

- (1) 庭木等については、樹種及び数量の判別ができる程度のものとする。ただし、庭木等のうち、その他については種類の判別ができるものとする。
- (2) 用材林のうち、人工林については、全景及び樹種毎の判別ができる程度のものとし、天然生林については、全景及び林分の判別ができる程度のものとする。

- (3) 収穫樹、竹林、苗木及びその他立木については、前2号の規定を準用するものとする。

第6 庭木等の補償

庭木等の補償額算定は、別添1「庭木等補償算定要領」によるものとする。

第7 用材林の補償

用材林の補償額算定は、別添2「用材林補償算定要領」によるものとする。

第8 果樹等の収穫樹の補償

果樹等の収穫樹の補償額算定は、別添3「収穫樹補償算定要領」によるものとする。

第9 その他の立木の取扱い

その他の立木は、伐採除却費のみをもって補償額とする。

庭木等補償算定要領

1. 定義

庭木等とは、立竹木調査算定要領（平成30年4月10日付け施管第50号）第2条表1のうち「庭木等」に区分される鑑賞樹、利用樹、風致木、地被類、芝類、ツル性類及びその他をいう。

2. 算定基準

① 概要

庭木等を移植することが相当であると認められるときは、移植に通常必要とする費用及び移植に伴う枯損により通常生ずる損失を補償するものとする。

$$\text{移植補償額} = \text{移植費} + (\text{樹価} \times \text{枯損率})$$

庭木等を伐採することが相当であると認められるときは、樹価と伐採除却費との合計額から発生材価格を控除した額を補償するものとする。

$$\text{伐採補償額} = \text{樹価} + \text{伐採除却費} - \text{発生材価格}$$

- * 生垣については、移植になじまないため、伐採補償のみとする。なお、樹価に代えて、生垣新設費を補償するものとする。
- * 地被類については、伐採することが相当であると認められるときで、伐採を行う必要が無いと認められる場合は、樹価のみを補償するものとする。
- * 芝類については、伐採になじまないため、伐採することが相当であると認められるときは、樹価のみを補償するものとする。
- * ツル性類については、移植になじまないため、伐採補償のみとする。なお、伐採を行う必要が無いと認められる場合は、樹価のみを補償するものとする。

代替工作物の設置を要する場合には、次により算定した額を補償する。

$$\text{伐採補償額} = \text{代替工作物の設置に要する費用} + \text{伐採除却費} - \text{発生材価格}$$

② 算定要素の内訳率表

(1) 移植費

[観賞樹、利用樹、風致木]

- イ 構外移植の場合 = { 労力費 (掘取、幹巻き、根巻き、運搬、植栽)
+ 材料費 (支柱、その他) } × (1 + 諸経費率)
- ロ 構内移植の場合 = { 労力費 (掘取、幹巻き、小運搬、植栽)
+ 材料費 (支柱、その他) } × (1 + 諸経費率)

[地被類、芝類、ツル性類]

- イ 構外移植の場合 = { 労力費 (掘取、運搬、植栽) + 材料費 } × (1 + 諸経費率)
- ロ 構内移植の場合 = { 労力費 (掘取、小運搬、植栽) + 材料費 } × (1 + 諸経費率)
- (注) 材料費は、芝類の場合のみ加算。

(2) 樹価 = 正常な取引価格 × 管理程度補正率 × (1 + 諸経費率)

- * 風致木は、管理程度補正率に代えて風致木補正率を適用する。
 - * 利用樹は、観賞樹の管理程度補正率又は風致木補正率を適用できる。
 - * 観賞樹ほど綿密な手入れを施していない立木は、風致木補正率を適用できる。
 - * 地被類、芝類、ツル性類は、管理程度補正率及び風致木補正率を適用しないものとする。
- イ 正常な取引価格……「市場価格」+「植栽費」
- ロ 市場価格……当該地方における植木市場の樹種別取引価格（運搬の費用を含む現場持ち込みまでの価格）をいい、3. 市場価格調査要領によるものとする。
利用樹及び風致木については、観賞樹の市場価格とする。
- ハ 植栽費……植込みのための費用（配植、植穴掘、植付、埋戻し、養生までの作業）
- ニ 管理程度補正率……樹木の手入れ、管理等の状況に応じて、下記管理程度補正率表により判定し適用するものとする。
- ホ 風致木補正率……下記風致木補正率表による。
- ヘ 価格の改訂……市場価格は、毎年調査を行い改訂する。

管理程度補正率表

区 分		補正率	備 考
観賞樹	管理の程度 良 い	1. 2	年2回程度の手入れ（剪定）が行われ樹形が整っているもの。
	やや良い	1. 0	年1回程度の手入れ（剪定）を行っているもの。
	普 通	0. 8	上記以外のもの。

備考の「手入れ（剪定）」の実施者は、植木職人等の専門家によることを前提とされているため、専門家以外が行った手入れについては、樹形の状況により、手入れ回数にかかわらず、区分を下げて判断することができる。

風致木補正率表

風 致 木	0.5
-------	-----

(3) 枯損率

[観賞樹、利用樹、風致木]

移植適期における樹木等の移植の難易度による枯損率は、下記枯損率表を樹種ごとに当てはめて適用するものとする。

移植適期以外の時期に移植する場合は、本表による枯損率に10%を加えた枯損率を適用するものとする。

枯損率表

移植の難易	易	中	やや難	難
枯 損 率	10%	20%	30%	40%

[地被類、芝類]

下記枯損率表を種別及び移植の適期・不適期ごとに当てはめて適用するものとする。

枯損率表

種 別		適 期 月	適期枯損率	不適期枯損率
地 被 類	①木本系	4～5月	10%	20%
	②草本系	5～6月	10%	20%
芝 類	①日本芝	—	10%	30%
	②西洋芝	4～5月	10%	20%

(4) 伐採除却費

伐採除却費 = (伐採労力費等 + 運搬費) × (1 + 諸経費率) + 廃材受入費

* 廃材受入費は、道内一般廃棄物処理施設受入料金の平均を以て計上するものとする。

(5) 諸雑費率

「国土交通省土木工事標準積算基準書」の諸雑費率をもって認定するものとする。

(6) 諸経費率

「国土交通省土木工事標準積算基準書」の現場管理費率をもって認定するものとする。

③ 単価表適用上の留意事項

(1) 庭木等の測定方法

高 利 風 用 致 木 樹 木	幹 周 樹 高	樹木の地上1.2m部分の幹周をいい、特殊な形態で数本に幹分れしている場合は幹周の総和×0.7で表わす。 当該樹木の主要な樹形を形成する枝先までの高さ（徒長を含まない）。 幹周10cm未満のものについては樹高を基準とする。
株 物	樹 高	当該樹木の主要な樹形を形成する枝先までの高さ（徒長を含まない）。
玉 物	葉 張	当該樹木の主要な樹形を形成する枝先までの幅（徒長を含まない）。
生 垣	樹 高	当該生垣を形成する枝先までの高さ（徒長を含まない）。
地 被 類	面 積	一群となる植付株の地際外周部について、方形として縦横を測定し面積を算出する。
芝 類	面 積	ほぼ連続して生育している一群の芝生をおおむね方形として縦横を測定して面積を算出する。
ツ ル 性 類	面 積	地面に被覆している場合は地被類と同様に計測し、壁面に張り付いていて、被覆面に高低差がある場合は、被覆面のおおむね70%までを縦とし、おおむねその高さに到達している左右の範囲を横とした方形を現況被覆面積とみなす。

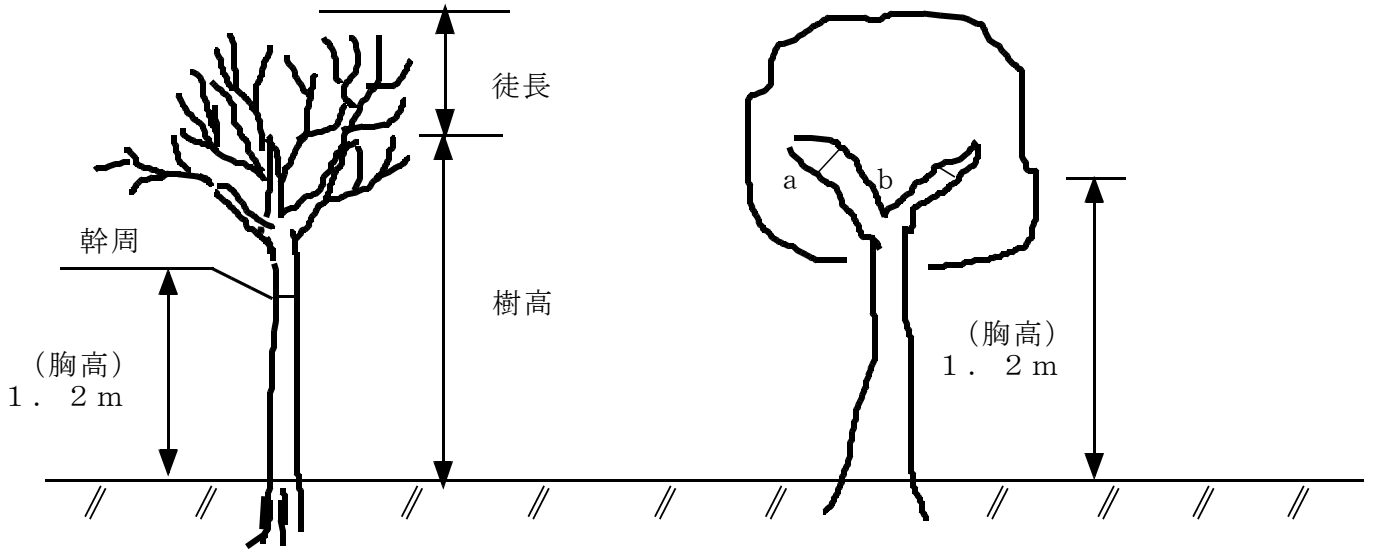
(2) 補償額の記載されていない形状規格の庭木等

単価表において補償額が記載されていない形状規格の庭木等（当該地方において標準的に植栽されていない地被類、芝類及びツル性類並びにその他を含む）については、立木等補償標準単価表の準用樹種一覧表又は別途見積り等により補償額を算定して求めるものとする。

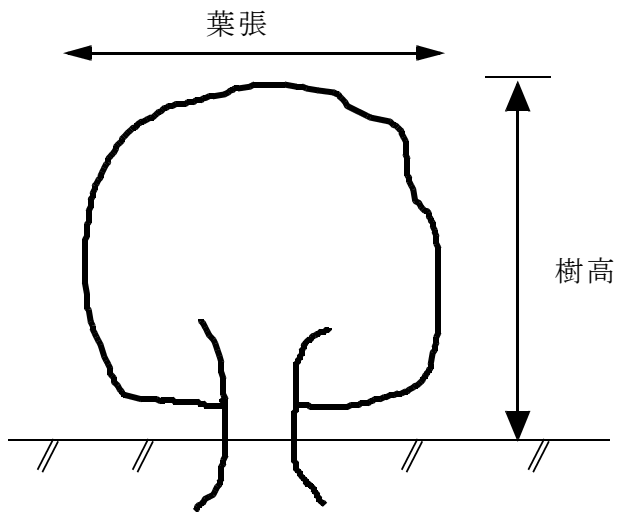
(3) 庭木等の測定例

高木

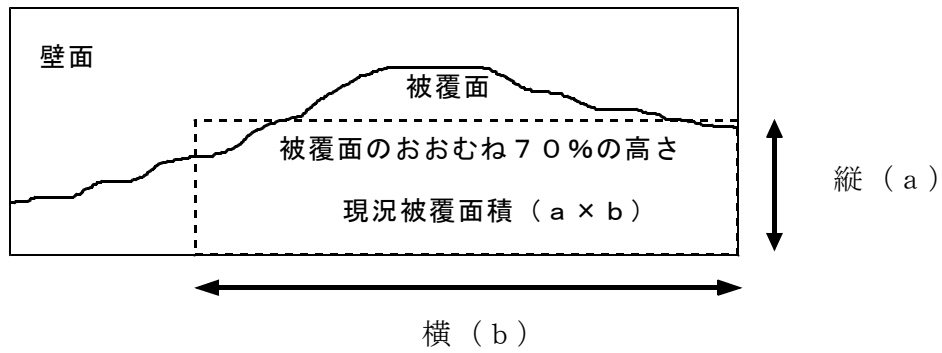
$$\text{幹周} = (a + b) \times 0.7$$



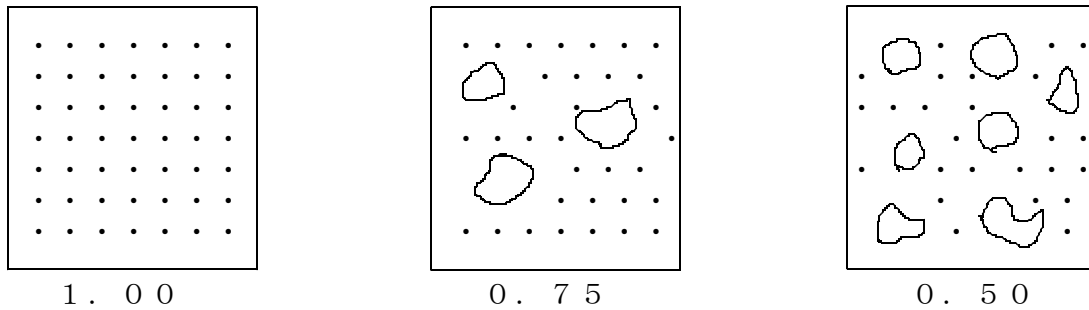
株物・玉物



ツル性類（壁面の場合）



地被類・芝類・ツル性類（地面の場合）



- 一群に雑草が無く、おおむね全面を被覆している場合・・・面積に1.00を乗ずる。
- 一群に雑草の混入・裸地部分が1/4以下の場合・・・面積に0.75を乗ずる。
- 一群に雑草の混入・裸地部分が1/2程度までの場合・・・面積に0.50を乗ずる。

3. 市場価格調査要領

- ① 市場価格調査は原則として、建設物価・積算資料の前年度の1月号にて実施する。
- ② 上記①未掲載の形状寸法及び樹種については、緑化樹木生産流通業者等に市場価格調査を行う。
- ③ 観賞樹の市場価格調査は別紙1～3の樹価調査規格に基づいて行う。
- ④ 地被類、芝類及びツル性類の市場価格調査は、地域において主要な樹種について行い、1㎡当たり市場価格については、植栽数を地被類は44株、ツル性類は10株とする。
- ⑤ 市場価格調査は公共緑化樹木程度の品質のもので行う。
- ⑥ 上記①及び②の調査にて価格の把握が出来ないもの（殆どの規格が建設物価等で把握できる樹種を含む）については下位規格の伸び率若しくは上位規格の減率を乗じた査定値によることが出来るものとする。ただし、この査定は①及び②で市場価格の把握できた最小規格～同最大規格の間のみで行うことを原則とする。

別紙1 高木

樹 高	幹 周	樹価調査規格
0.5m未満		樹高0.2m
0.5m以上0.8m未満		樹高0.5m
0.8m以上1.0m未満		樹高0.8m
1.0m以上1.2m未満		樹高1.0m
1.2m以上1.5m未満		樹高1.2m
1.5m以上1.8m未満		樹高1.5m
1.8m以上2.0m未満		樹高1.8m
2.0m以上2.5m未満		樹高2.0m
2.5m以上		樹高2.5m
	0.10m以上0.12m未満	幹周0.10m
	0.12m以上0.15m未満	幹周0.12m
	0.15m以上0.18m未満	幹周0.15m
	0.18m以上0.21m未満	幹周0.18m
	0.21m以上0.25m未満	幹周0.21m
	0.25m以上0.30m未満	幹周0.25m
	0.30m以上0.40m未満	幹周0.30m
	0.40m以上0.50m未満	幹周0.40m
	0.50m以上0.60m未満	幹周0.50m
	0.60m以上0.70m未満	幹周0.60m
	0.70m以上0.80m未満	幹周0.70m
	0.80m以上0.90m未満	幹周0.80m
	0.90m以上1.00m未満	幹周0.90m
	1.00m以上1.10m未満	幹周1.00m
	1.10m以上1.20m未満	幹周1.10m
	1.20m以上1.30m未満	幹周1.20m

別紙2 株物

樹 高	樹価調査規格
0.5m未満	樹高0.2m
0.5m以上0.8m未満	樹高0.5m
0.8m以上1.0m未満	樹高0.8m
1.0m以上1.2m未満	樹高1.0m
1.2m以上1.5m未満	樹高1.2m
1.5m以上1.8m未満	樹高1.5m
1.8m以上2.0m未満	樹高1.8m
2.0m以上2.5m未満	樹高2.0m
2.5m以上	樹高2.5m

別紙3 玉物

葉 張	樹価調査規格
0.3m未満	葉張0.2m
0.3m以上0.4m未満	葉張0.3m
0.4m以上0.5m未満	葉張0.4m
0.5m以上0.8m未満	葉張0.5m
0.8m以上1.0m未満	葉張0.8m
1.0m以上1.2m未満	葉張1.0m
1.2m以上1.5m未満	葉張1.2m
1.5m以上	葉張1.5m

4. 仮植等の庭木等に対する補償

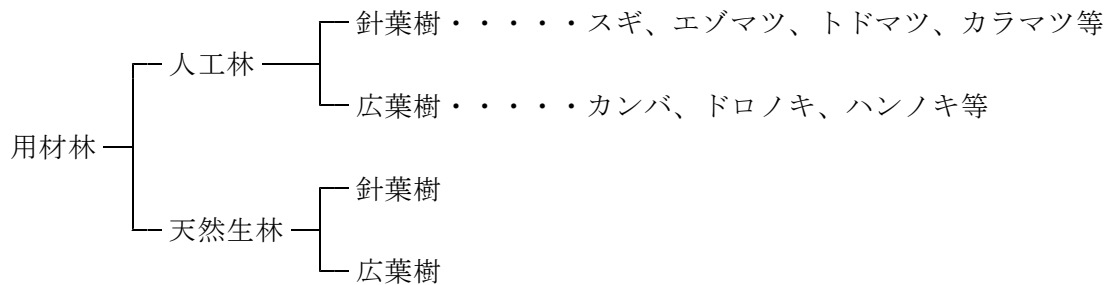
造園業者等が商品として出荷するまで仮植している庭木等を移転するときは、掘取・植込の労力費・材料費及び枯損損失について、本標準単価を上限として、他の専門業者に意見聴取するなどにより適正に補正して別途算定するものとする。

用材林補償算定要領

1. 定義

用材林とは、立竹木調査算定要領（平成30年4月10日付け施管第50号）第2条表1のうち「用材林」に区分されるものをいう。

2. 分類及び対象樹種



3. 人工林の取得補償と伐採補償の算定式

(1) 取得補償

- ① 適正に管理されている立木

【算定式】

伐期未到達で 市場価格の ない場合	補償額 = 林木費用価 (H k m)
伐期未到達で 市場価格の ある場合	・林家収益が黒字（プラス）の林齢帯 補償額 = 林木期望価 (H e m)
	・林家収益が赤字（マイナス）の林齢帯 補償額 = 林木費用価に準じて算定した額 ※伐期収入（伐期の山元立木価格）が上限
伐期到達後立木	補償額 = 山元立木価格 (H m)

② 適正な管理が行われていない立木

【算定式】

伐期未到達で市場価格のない場合	$\text{補償額} = \text{林木費用価 (H k m)} \times \text{管理程度補正率}$ <p>※市場価格のある立木の山元立木価格の最低金額が上限</p>
伐期未到達で市場価格のある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・林家収益が黒字（プラス）の林齢帯 $\text{補償額} = \text{林木期望価 (H e m)} \times \text{管理程度補正率}$
	<ul style="list-style-type: none"> ・林家収益が赤字（マイナス）の林齢帯 $\text{補償額} = \text{林木費用価に準じて算定した額} \times \text{管理程度補正率}$ <p>※当該林齢における山元立木価格が上限</p>
伐期到達後立木	$\text{補償額} = \text{山元立木価格 (H m)} \times \text{管理程度補正率}$

(2) 伐採補償

【算定式】

伐期未到達で市場価格のない場合	$\text{補償額} = \text{林木費用価 (H k m)} + \text{伐採除却費} - \text{発生材価格}$
伐期未到達で市場価格のある場合	$\text{補償額} = \text{材木費用価 (H k m)} - \text{山元立木価格}$ <p>+土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱第37条第2項の損失額</p>
伐期到達後立木	$\text{補償額} = \text{土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱第37条第2項の損失額}$

4. 天然生林の取得補償と伐採補償の算定式

(1) 取得補償

【算定式】

伐期未到達で市場価格のない場合	補償額 = 林木期望価に準じて算定した額
伐期未到達で市場価格のある場合	補償額 = 林木期望価に準じて算定した額 ※林家収益が赤字（マイナス）の場合は、伐期の山元立木価格が上限
伐期到達後立木	補償額 = 山元立木価格（Hm）

(2) 伐採補償

【算定式】

伐期未到達で市場価格のない場合	補償額 = 林木期望価に準じて算定した額 + 伐採除却費 - 発生材価格
伐期未到達で市場価格のある場合	補償額 = 林木期望価（H e m） - 山元立木価格 + 土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱第37条第2項の損失額
伐期到達後立木	補償額 = 土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱第37条第2項の損失額

5. 算定基準

(1) 林木費用価 (H k m)

植栽時から伐採時までに投下した育成経費（地価、管理費資本及び造林費）の後価合計額から、当該林齢までの間に得た収入（間伐収入）の後価合計額を控除して求める。

林木費用価 (H k m)

$$= (B + V) \{ (1 + r)^m - 1 \} + \{ C (1 + r)^m + \dots \} - \{ D a (1 + r)^{m-a} + \dots \}$$

B : 地 価 北海道内の各地域における山林の固定資産評価額を調査し、その平均額を地価として認定する。

V : 管理費資本 当該山林経営上投下される森林組合費、森林保険料、森林見回り費、固定資産税の年間経費の合計額を年利率で除して得た額

$$V = (a + b + c + d) / r$$

a : 森林組合費 北海道林務主管課の賦課金徴収状況調査による。

b : 森林保険料 北海道の森林保険加入実態を勘案のうえ、認定するものとし、森林保険の標準金額払込保険の10年一括によるものとする。

c : 森林見回り費 林地の境界巡視、火災防火、病虫害防除、間伐除伐材の選定等のための林地見回巡視費で農林水産省「育林費結果報告」に基づき算出する。

d : 固定資産税 地価認定額の1.4%とする。

m : 当該林齢

C : 造林費 当該森林の造林に要する新植費、補植費、下刈、蔓切り、雪起こし、倒木起こし、伐除等の手入費等の経費で、農林水産省「育林費結果報告」に基づき算定した当該年度の金額により各年の造林費を算出する。

D a : 間伐収入 m年度以前のa・・・年度に得られた間伐収入。間伐年度は、北海道林務主管課資料を基に決定する。

r : 年 利 率 土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の運用方針第42に定める率

注) 物価変動に伴う補正について、地価、管理費資本に係る費用、造林費及び間伐収入を対象に次の算定方法により補正額を算出する。

$$\text{造林費の補正額} = C \times (P c' / P c \times 0.8 + P i' / P i \times 0.2)$$

(地価及び管理費資本に係る費用 (B + V)、間伐収入 (D a) も同様。)

P c : 補償額算定の属する年の全国総合消費者物価指数

P c' : 経費を投下した年の全国総合消費者物価指数

P i : 補償額算定の属する年の投資財指数

P i' : 経費を投下した年の投資財指数

C : 補償額算定の属する年の単価により作成される各林齢別造林費

(B + V) { (1 + r)^m - 1 } 地価及び管理費資本に係る費用の後価合計額

{ C (1 + r)^m + ... } 各年度における造林費の後価合計額

{ D a (1 + r)^{m-a} + ... } 各年度における間伐収入の後価合計額

(2) 山元立木価格 (Hm)

林齢別立木売却価格から林齢別伐採搬出事業費を控除して求める。(市場価逆算)

$$\text{山元立木価格 (Hm)} = Mm \times f \times \{(A - b) - E\}$$

- A : 素材の最寄市場単価 主伐材の素材市場価格については、農林水産省発行の「木材需給報告書」及び北海道林務主管課発表の「木材市況調査月報」木材価格(月別)製材用素材価格を用い、各地域における過去5か年の木材価格のうち、最高、最低金額を除く3年の平均額に材種別、径級別及び長級別の標準的出材割合を勘案して決定する。また、間伐材の素材市場価格についても、同様とする。
- E : 事業費 当該立木を伐採後、その素材を搬出及び運搬して最寄市場において販売するまでの伐木造材費、小運搬費及び運搬費等の経費の合計額。北海道林務主管課資料を基に決定する。
- f : 利用率 主伐材及び間伐材の幹材積のうち、木材として利用可能な率については、関係機関の意見等を勘案し決定する。
- Mm : 材積 当該立木の当該林齢(m年)における材積
- b : 市場手数料 市場価格には市場手数料が含まれている場合が多いため、関係機関の意見を勘案し、これを6/100と認定し、市場価格から控除する。ただし、市場手数料が含まれていないことが明らかな場合は控除しない。

(3) 伐期収入 (Au)

慣行伐期時における立木売却価格から伐採搬出事業費を控除して算定する。(慣行伐期時における山元立木価格である。)

$$\text{伐期収入 (Au)} = Mu \times f \times \{(A - b) - E\} \text{ (市場価逆算)}$$

- Mu : 慣行伐期時の1ha当たりの材積
その他の算定要素は前述(2)の山元立木価格と同じ。

(4) 林木期望価 (Hem)

伐期における当該立木の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額で、具体的には伐期収入(Au)と現在から伐期までの間伐収入合計額を伐期時における金額に換算した額の合計額から、現在から伐期までの地価及び管理費資本の後価合計額を控除した額に前価率を乗じて求める。

$$\text{林木期望価 (Hem)} = \frac{Au + \{Dn(1+r)^{u-n} + \dots\} - (B+V)\{(1+r)^{u-m} - 1\}}{(1+r)^{u-m}}$$

A_u : 伐期収入 前述(3)参照
 D_n : 間伐収入 m 年度以後の n …年度に得られるべき間伐収入
 B : 地 価 前述(1)参照
 V : 管理費資本 前述(1)参照
 u : 慣行伐期齢 地域森林計画を参考とし、「慣行伐期齢一覧表」のとおりとする。
 m : 当該林齢
 n : 間伐年度
 r : 年 利 率 土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の運用方針第42に定める率

$A_u = M_u \times f \times \{(A - b) - E\}$ ……伐期収入(前述(3)参照)
 $D_n = M_n \times f \times \{(A - b) - E\}$ ……林齢 n 年における間伐収入(市場価逆算)
 $\{D_n (1 + r)^{u-n} + \dots\}$ ……各年度における間伐収入合計額の慣行伐期時における換算額
 $(B + V) \{(1 + r)^{u-m} - 1\}$ ……当該立木の現在から伐期までの地価及び管理費資本の後価合計額
 $1 / (1 + r)^{u-m}$ ……分子の前価額

慣行伐期齢一覧表

樹 種		慣行伐期齢
人工林	スギ	50
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
人工林	トドマツ	40
人工林	カラマツ	30
人工林	その他針葉樹	40
人工林	カンバ類・ドロノキ・ハンノキ類	30
人工林	その他広葉樹	40
天然生林	針葉樹	60
天然生林	広葉樹	80

(5) 伐期未到達で市場価格のない立木の伐採除却費

幼齢林の伐倒費又は地ごしらえ時の伐木費の標準的なものを調査し決定する。

(6) 伐期未到達で市場価格のない立木の発生材価格

市場価格のないものの扱いを山元立木価格が存在しない(赤字となる)ものとしたことから、伐採した立木は現場放棄するものとして、発生材価格は0とする。

(7) 適正な管理が行われていない立木の補償

① 算定方法及び補正の適用について

適正な管理が行われていない放置山林等の立木については、次式の算定式により補償額を求めるものとする。

補償額 = 適正な管理が行われている立木の補償額 × 管理程度補正率

注) 適正な管理が行われていない放置山林等とは、概ね10年以上管理(間伐等)を施しておらず、適正な立木密度が確保されていない山林をいい、「下刈り、枝打ち等が充分に行われていない状況」かつ「当該立木の1ha当たりの植栽本数が、2齢級以前の適正本数よりも上回っている状況」のいずれにも該当する場合とする。

管理程度補正率の算出は、当該立木が適正な管理がなされていたと想定される林齢までに要した造林費、地価、管理費資本の後価合計額を、適正な管理がなされている場合に当該林齢までに要する造林費、地価、管理費資本の後価合計額で除して求めるものとする。

$$\text{管理程度補正率} = \frac{(B+V)\{(1+r)^n-1\} + C_1(1+r)^n + C_2(1+r)^{n-1} + \dots + C_n(1+r)}{(B+V)\{(1+r)^m-1\} + C_1(1+r)^m + C_2(1+r)^{m-1} + \dots + C_m(1+r)}$$

B : 地 価 前述(1)参照

V : 管理費資本 前述(1)参照

C₁、C₂、…C_m : 初年度、2年度、…m年度に要した造林費

n : 直近の管理時点における林齢

m : 当該林齢(ただし、伐期到達後立木については、伐期齢とする。)

r : 年 利 率 土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の運用方針第42に定める率

② 補正にあたっての調査算定方法について

管理程度の補正は植栽本数及び林齢に応じて適用するものとする。

植栽本数は、当該山林の約10m四方(100m²程度)を調査し、その本数を基に1ha当たりの植栽本数を求める。この場合に調査対象面積が100m²を超える場合には、当該面積内の本数を基に1ha当たりの植栽本数を求める。なお、事業用地内の調査面積が極端に小さい場合には、当該山林の標準的な林齢帯が確保された位置で約10m四方の調査を行うものとする。

林齢の調査は、森林組合で保管している投下経費明細表等の写し、森林簿等の写し、所有者からの聞き取り等の方法により行うものとする。

(8) 土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱第37条第2項に定める損失額

通常妥当と認められる伐採方法、伐採時期等を選定できないこと等による事業費の増加額及び市場価値の低下額を補償する。

損失額 = 事業費増加額 + 市場価格低下額

事業費増加額 = $Mm \times f \times E \times \alpha$

市場価格低下額 = $Mm \times f \times (A - b) \times \beta$

A : 素材の最寄り市場単価 前述(2)参照

b : 市場手数料 前述(2)参照

E : 事業費 前述(2)参照

f : 利用率 前述(2)参照

Mm : 材積 前述(2)参照

α : 費用増加率 関係機関の意見等を勘案し、その割合を30%とする。

β : 価格低下率 関係機関の意見等を勘案し、その割合を20%とする。

6. 用材林の廃材処分費について

用材林伐採時において、枝打ち等により発生する枝条部の処分については、原則として、廃材処分費を計上しないものとする。

ただし、放置することにより、環境に影響を及ぼすような場合等で廃材の処分を要するときは、専門業者からの見積を徴収する等して、廃材処分費を計上できるものとする。

収穫樹補償算定要領

1. 定義

収穫樹とは、立竹木調査算定要領（平成30年4月10日付け施管第50号）（以下「調査要領」という。）第2条表1のうち「収穫樹」に区分される果樹及び特用樹をいう。

2. 対象品目

品目	品種
りんご	デリ系、つがる系、ふじ系
ぶどう	デラウェア、キャンベル、ナイアガラ
なし	和なし、西洋なし
おうとう	水門、佐藤錦

3. 算定基準

① 概要

北海道における収穫樹は、精通者意見により移植の実態がないことが明らかであり、伐採することが相当であると認められるため、当該収穫樹の樹価と伐採除却に要する費用相当額との合計額から伐採により発生した材料の価格を控除した額（以下「伐採補償額」という。）を補償するものとする。

$$\text{伐採補償額} = \text{樹価} + \text{伐採除却費} - \text{発生材価格}$$

② 算定要素の内訳

(1) 樹価

樹価は、当該収穫樹の正常な取引価格であるが、取引事例がない場合においては、果実等の収穫が全くないもの、または果実等の収穫があっても純収益がないもの（以下「未収益樹」という。）と果実等の収穫による純収益のあるもの（以下「収益樹」という。）に区分し、次の式により算定するものとする。

ア 未収益樹

未収益樹は、現在までに要した経費の後価合計額とする。

$$\text{投下経費後価合計額} = A_1(1+r)^n + A_2(1+r)^{n-1} + \cdots + A_n(1+r)$$

$A_1 A_2 \cdots A_n$ = 年次別育成投下経費（地代、管理費及び造園費等の経費）

n = 樹齢

r = 年利率（土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の運用方針第 42 に定める率）

イ 収益樹

収益樹は、残存効用年数に対する純収益の前価合計額とする。

$$\text{純収益前価合計額} = \frac{R_1}{(1+r)} + \frac{R_2}{(1+r)^2} + \cdots + \frac{R_n}{(1+r)^n}$$

$R_1 R_2 \cdots R_n$ = 各樹齢に応ずる年間純収益額（平均収穫量に単価を乗じて得た粗収入から経費を控除して得た額）

n = 残存効用年数

r = 年利率（土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の運用方針第 42 に定める率）

(2) 伐採除却費

伐採除却に要する費用相当額は、次の式により算定するものとする。

$$\text{伐採除却費} = (\text{伐採労力費等} + \text{運搬費}) \times (1 + \text{諸経費率}) + \text{廃材受入費}$$

* 廃材受入費は、道内一般廃棄物処理施設受入料金の平均をもって計上するものとする。

(3) 発生材価格

伐採により発生した材料の価格を控除するものであるが、原則として価格は計上しないものとする。

(4) 諸経費率

諸経費率は 20% とする。

③ 算定に係る留意事項

(1) 投下経費の決定方法

投下経費は、育成期間に対応する育成費及び収益期間に対応する生産費で構成され、公的機関の農林部署等、農林関係機関（以下「関係機関」という。）の調査による統計資料及び関係機関の専門家の意見等（以下「公的資料等」という。）を参考として、各経費を積み上げて計上するものとする。

なお、各経費の主なものは次のとおりである。

肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、諸材料費、農用建物費、農機具費、労働費、地代及び資本利子

成園費は、粗収入から控除する投下経費（生産費）としないものとする。

(2) 収穫量の決定方法

収穫量は、公的資料等を参考として決定するものとする。

(3) 生産者価格（庭先価格）の決定方法

生産者価格は、次のとおり決定するものとする。

ア 生産者価格は、原則として公的資料等を参考とする。

イ 生産者価格は、農家手取り価格（市場価格から集出荷経費、出荷運送料、団体手数料、卸売手数料、その他を控除した額）とする。

ウ 当該年度における標準生産者価格は、過去5か年の生産者価格から、最大、最小の価格を除く3か年の平均とする。ただし、異常気象等により、過去5か年では平均的な生産者価格が算出できないと認められる場合には、対象とする期間を延長することができるものとする。

(4) 植栽本数の決定方法

植栽本数は、公的資料等を参考として決定するものとする。

(5) 効用年数の決定方法

効用年数は、当該収穫樹の果実の収穫による純収益をあげることのできる年数を調査し、公的資料等を参考として決定するものとする。

(6) 育成期間

育成期間は、植栽年から純収益の生じる年の前年までとする。

(7) 収益期間

収益期間は、純収益の生じる年から効用年数までとする。

(8) 消費税等の課税対象経費

消費税及び地方消費税の課税対象は、伐採除却費のみとする。

(9) 未収益期（費用価）と収益期（期望価）の境における調整

未収益期から収益期へ移行する時期において、補償額に開差が生じる樹種については、収益期（期望価）に重点を置いて調整を行うものとする。

ア 期望価が費用価より低い場合

収益開始年次の補償額とその直近下位となる費用価の年次の補償額を直線で結ぶ。

イ 費用価が期望価より低い場合

収益開始年次の補償額と未収益の平均年次の補償額を直線で結ぶ。

④ 補正

本要領により算定された別途定める「立木等補償標準単価表」の伐採補償単価（以下「標準単価」という。）は、北海道の標準的園地栽培における樹価（補正率1.0の標準価格）であり、補償に当たっては、当該収穫樹の肥培管理の状況、収穫量、品質、樹姿・樹勢及び収益性等を十分調査し、適正に補正を行うものとする。

なお、補正に当たっては、調査要領第9条で定める収穫樹補償単価算定書（様式第4号）により、次の各補正率を乗じて収穫樹補償単価を算定するものとする。

(1) 園地の管理状況等による補正

果樹園等にある収穫樹は、管理の状況等により園地補正率のとおり標準単価を補正するものとする。

なお、園地補正率は、調査要領第3条表5の判断基準を参考に区分し、適用するものとする。

(2) 散在樹の補正

散在樹は、園地補正率のとおり標準単価を補正するものとする。

園地補正率表

区 分	優 る	普 通	劣 る	散在樹
補正率	1. 2	1. 0	0. 8	0. 5

【参考】管理状況の判断基準（調査要領第3条表5）

判 断 基 準	区 分
通常の園地よりも樹姿・樹勢が良く、肥培管理の状況が優れている園地	優 る
園地内の樹姿・樹勢及び肥培管理の状況が通常である園地	普 通
通常の園地よりも樹姿・樹勢が劣り、肥培管理の状況が整っていない園地	劣 る
園地に存しない果樹等で、野立的なもの	散在樹

(3) 本数補正

標準単価は標準的な植栽本数によるものであるため、補償対象園地の植栽本数により、次のとおり補正するものとする。

ア 標準植栽本数より多い場合

$$\frac{\text{標準植栽本数}}{\text{当該園地の植栽本数}} = \text{本数補正率}$$

- イ 標準植栽本数より少ない場合
標準単価によるものとする。

樹種別無収益期間の樹齢及び標準植栽本数

樹種	品種	無収益期間 の樹齢	標準植栽本数		
			未収益期間		収益期間
			当初	中間	
りんご	デリ系	53以上	30	24	18
	つがる系	53以上	30	24	18
	ふじ系	53以上	30	24	18
ぶどう	デラウェア	36以上	30	25	20
	キャンベル	36以上	30	25	20
	ナイアガラ	36以上	30	25	20
なし	和なし	48以上	30	24	24
	西洋なし	48以上	47	41～35	27
おうとう	水門	48以上	23	22～21	20
	佐藤錦	48以上	23	22～21	20

(4) 地域補正

標準単価は主産地における園栽培の標準的なものを定めて算定したものであり、栽培地及び品種等による価格差を調整するため、次のとおり補正するものとする。

ア りんご

① 地域区分

- A群 石狩、空知、上川及び留萌の各(総合)振興局管内
- B群 後志総合振興局管内
- C群 胆振及び渡島総合振興局管内
- D群 その他の(総合)振興局管内

② 品種の類別 (代表的なもの)

- 1類 デリ系 (スターキング、ゴールデンデリシャス)
- 2類 つがる系 (つがる、あかね)
- 3類 ふじ系 (ふじ、王林)

③ 地域格差率

地域別の単価は、品種の類別の標準収量に基づく収量係数を50%、市場価格に基づく地域格差係数を50%とした加重平均により求める地域格差率を乗じることによって補正するものとする。

なお、地域格差率は、「立木等補償標準単価表」掲載の「地域格差率表」によるものとする。

イ その他の樹種 (ぶどう、なし、おうとう)

補償対象樹齢の収量実態により、「立木等補償標準単価内訳書」の樹齢別の収量を適正に補正するものとする。